スキルアップやリ・スキリングに 取り組もうとする皆さまへ

従業員の教育訓練や資格取得 を応援する事業主の皆さまへ

教育訓練

休暇給估金





労働者*が離職することなく、教育訓練に専念するため 自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、 休暇期間中の生活費を保障する制度です。

※雇用保険の一般被保険者

活用例 教育訓練休暇給付金の活用事例を紹介しますが、これ以外にも様々な活用方法がございます。

活用例①



外国企業とコミュニケーションが必要となる部署への異動を 希望し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、 その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。 活用例②





IT 企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、 教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を 活用するケース。

😚 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

「教育訓練休暇給付金」の概要

「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇 ※以下の全ての要件を満たす休暇が対象です。

- 就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇
- 学働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、 事業主の承認を得て取得する 30日以上連続した無給の休暇



- 次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - ・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校 又は各種学校が提供する教育訓練等
 - ・教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - ・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの (司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等)



00 M 00

給付日数・支給額のイメージ

給付日数

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

支給額のイメージ

額面月収	給付月額	
350,000円	約195,000円	

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

11/

があること

※原則 11日以上の勤務実態がある月

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

主な支給要件

休暇開始前 2年間に 12 か月以上 の被保険者期間[※]

2

休暇開始前に5年以上 雇用保険に加入していた 期間があること 3

支給対象の要件を 満たす無給の休暇を 取得していること

注意

- ・教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に 基づく給付金を受給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません)。
- ・別途詳細な条件がございます。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、必要書類をハローワークに提出するなど

事業主の皆さまへお願い

手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。

注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。 なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

付金のご案内」(パンフレット)

教育訓練休暇給付金

検索

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット) 及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、 ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。